

指定の効力の停止中(業者一覧表)

業者名	代表者名	所在地	停止期間	理由
株式会社馬場配管	代表取締役 川上 順三	高知県高知市神田1508番地6	令和8年8月4日から 令和8年9月3日まで	高知市上下水道局指定給水装置工 事事業者規程第4条に該当

高知市上下水道局指定給水装置工事事業者規程 平成10年3月15日 水道局規程第5号

(指定の停止)

第4条 管理者は、指定工事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるときは、12月を超えない期間を定め、指定工事業者の指定の効力を停止することができる。